

最高裁秘書第2266号

令和7年7月7日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年6月30日に答申（令和7年度（最情）答申第15号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第40号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年11月21日（令和6年度（最情）諮詢第40号）

答申日：令和7年6月30日（令和7年度（最情）答申第15号）

件名：前最高裁判所長官の最後の登庁日にちなんで実施された行事に関する文書
の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

前最高裁判所長官の最後の登庁日にちなんで実施された行事に関する文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年10月11日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所において、本件開示申出文書を探索したところ、存在しなかった。
- 2 「前最高裁判所長官の最後の登庁日にちなんで実施された行事に関する文書」とは、前最高裁判所長官が最後に最高裁判所へ登庁した日（以下「最終登庁日」という。）に実施された退官に伴う諸行事について記載した文書を指すものと解される。最終登庁日に実施された退官に伴う行事としては、最高裁判所判事をはじめとする職員への挨拶がある。しかし、当該挨拶は、担当部署において戸倉前最高裁判所長官の意向を確認した上で、実施の有無、内容及びスケジュ

ールを確定しているところ、いずれも口頭で確認することにより行ったものであり、司法行政文書は作成していない。そのほかに最終登庁日にちなんで実施された退官に伴う行事として考えられるものではなく、そのような行事が記録された司法行政文書もない。

また、最終登庁日に実施された退官に伴う行事に関する文書を取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年11月21日 濟問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年5月23日 審議
- ④ 同年6月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、最終登庁日に実施された退官に伴う行事として、最高裁判所判事をはじめとする職員への挨拶があるが、挨拶に関する司法行政文書は作成していない旨を説明する。この点につき、そもそも挨拶は儀礼上のものにすぎない上、挨拶について何らの定めもないことからすれば、挨拶については、担当部署において前最高裁判所長官の意向を確認した上で、実施の有無、内容及びスケジュールを確定しており、これらの事務手続は口頭で行われていて、司法行政文書を作成する必要はないという上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最終登庁日に実施された退官に伴う行事として、その行事に関して司法行政文書を作成し、保存するようなものがあることをうかがわせる事情は認められない。
- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

滋 桥 高 長 員 委
子 戸 雅 裕
裕 神 川 長 員 委